協定項目番号 25-22 社会教育事業

- 1 現行のまま新市に引き継ぐもの
 - (1) 公民館及び公民館活動を担う社会教育施設
 - (2)(仮称)釧路市こども遊学館建設計画
 - (3) 釧路市交流プラザさいわい、音別町体験学習センターなど「その他社会教育施設」
 - (4) 白糠町縫別自然の家
- 2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの
 - (1)生涯学習推進計画・社会教育推進計画

合併後2年程度で地域計画として引き継いだ現行計画の統合や見直しを検討し、新計画を策定。

(2) 青少年健全育成プラン

釧路市の現行計画を引き継ぎ、合併後1年程度で新市における計画を策定。

(3)男女共同参画プラン

釧路市の現行計画を引き継ぎ、合併後2年程度で新市における計画を策定。

(4)図書館及び図書室

市立釧路図書館を本館とし、各地域の図書館(室)を分館(室)とする体制を構築。また、利用者カードの統一や視聴覚資料など扱いに差異があるものを調整し、合併後1年程度でいずれの地域でも貸出・返却及び在庫検索を可能とするコンピュータシステムの一元化を図る。

(5)社会教育委員

各地域の意見が反映される委員構成を検討。

- 3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの
 - (1) 青少年育成センター

センター機能の統合や拡大を図る。

(2)青少年相談

広域対応や相談体制の強化を図る。

- 4 白糠町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの
 - (1) 青少年健全育成功労顕彰制度
- 5 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの
 - (1)生涯学習推進アドバイザー

阿寒町の社会教育指導員の移行や旧自治体すべてへの配置を検討するとともに、勤 務条件の統一を図る。

(2)図書館バス

合併後1年程度で新市としての運行体制を検討。

(3)自主講座事業

合併後2年程度で新市としての事業振興を調整。